

農業委員会名簿

| 出欠席 | 役 職 | 氏 名 | 備 考 |
|------|------------------|---------|-----|
| 出席 | 会 長 | 日 永 熙 | |
| 出席 | 副 会 長 (職務代理者) | 加 藤 武 男 | |
| 出席 | 副 会 長 | 三 輪 義 治 | |
| 出席 | 副 会 長 | 山 田 岩 夫 | |
| 出席 | 委 員 | 前 野 晃 | |
| 出席 | 委 員 | 川 口 高 志 | |
| 出席 | 委 員 | 水 谷 敏 信 | |
| 出席 | 委 員 | 渥 美 誠 | |
| 出席 | 委 員 | 水 谷 怜 | |
| 出席 | 委 員 | 戸 谷 静 治 | |
| 出席 | 委 員 | 毎 田 勝 敏 | |
| 出席 | 委 員 | 杉 村 義 仁 | |
| 途中出席 | 委 員 | 佐 藤 信 之 | |
| 出席 | 委 員 | 水 谷 隆 | |
| 出席 | 委 員 | 川 村 勝 美 | |
| 出席 | 委 員 | 近 藤 豊 | |
| 出席 | 委 員 | 中 野 俊 郎 | |
| 出席 | 委 員 | 飯 田 喜美子 | |

| 出欠席 | 役 職 | 氏 名 | 備 考 |
|-----|-----|---------|-----|
| 出席 | 委 員 | 伊 藤 定 廣 | |
| 出席 | 委 員 | 青 木 茂 | |
| 出席 | 委 員 | 吉 川 広 | |
| 出席 | 委 員 | 高 木 俊 彦 | |
| 出席 | 委 員 | 堀 田 秀 志 | |
| 出席 | 委 員 | 服 部 一 美 | |
| 出席 | 委 員 | 福 田 和 雄 | |
| 出席 | 委 員 | 石 原 温 | |
| 出席 | 委 員 | 山 岡 幹 雄 | |
| 出席 | 委 員 | 堀 田 喜代春 | |
| 出席 | 委 員 | 橋 本 三 博 | |
| 出席 | 委 員 | 大 野 泰 弘 | |
| 出席 | 委 員 | 加 藤 和 子 | |
| 出席 | 委 員 | 鈴 木 義 英 | |
| 出席 | 委 員 | 芳 川 照 明 | |
| 出席 | 委 員 | 飯 田 英 雄 | |
| 出席 | 委 員 | 濱 田 恒 雄 | |
| 出席 | 委 員 | 松 永 富士男 | |
| 出席 | 委 員 | 山 田 宗 一 | |

事務局出席者

| 氏 名 | 氏 名 |
|------------|---------|
| 経済課長（事務局長） | 飯 谷 幸 良 |
| 課長補佐（事務担当） | 渡 辺 弘 康 |
| 主 事（事務担当） | 瀧 田 崇 司 |

| 発言者 | 内 容 |
|------|--|
| | <p>1．開催日時 平成25年12月19日(木) 午前9時00分から午前10時10分</p> <p>2．開催場所 立田庁舎 3階 第一会議室</p> <p>3．出席委員(36人)別紙のとおり</p> <p>4．途中出席委員(1人)別紙のとおり</p> <p>5．議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第30号 買受適格証明願(3条許可)</p> <p>日程第 4 議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請</p> <p>日程第 5 議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 6 決定第10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第 7 専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出</p> <p>日程第 8 専決報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出</p> <p>日程第 9 専決報告 農地法第4条第1項第8号の規定による確認願</p> <p>日程第10 専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出</p> <p>日程第11 専決報告 現況証明願</p> <p>日程第12 報 告 農地法第18条第6項の規定による通知</p> <p>日程第13 報 告 農地改良届出書</p> <p>日程第14 報 告 公共工事に伴う一時転用</p> <p>日程第15 そ の 他</p> <p>6．農業委員会事務局職員(3人)別紙のとおり</p> <p>7．本委員会の書記は、課長補佐 渡辺弘康 である。</p> <p>8．会議の概要</p> <p>開会(午前9時00分)</p> |
| 事務局長 | <p>定刻となりましたので、平成25年12月農業委員会定例会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により日永会長さんをお願いします。</p> |

会 長

会長さん宜しくお願いします。

《会長あいさつ》

それでは、本日の出席者数は37名中36名で、定足数に達しておりますので、只今より12月定例農業委員会を開会します。

審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

それでは、

議席番号24番 福田 和雄 委員

議席番号25番 石原 温 委員

を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

| | | |
|--------|---|-----|
| 議案第29号 | 農地法第3条の規定による許可申請 | 3件 |
| 議案第30号 | 買受適格証明願(3条許可) | 1件 |
| 議案第31号 | 農地法第4条の規定による許可申請 | 1件 |
| 議案第32号 | 農地法第5条の規定による許可申請 | 9件 |
| 決定第9号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定 による当委員会の決定について | 24件 |
| 専決報告 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出 | 19件 |
| 専決報告 | 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 | 2件 |
| 専決報告 | 農地法第4条第1項第8号の規定による確認願 | 1件 |
| 専決報告 | 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 | 4件 |
| 専決報告 | 現況証明願 | 1件 |
| 報告 | 農地法第18条第6項の規定による通知 | 8件 |
| 報告 | 農地改良届出書 | 1件 |
| 報告 | 公共工事に伴う一時転用 | 6件 |

会 長

それでは、議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請 について審議をお願いしますが、議案番号1番について、8番 杉村委員が、総会規則第17条の「議事参与の制限」に該当しますので、まず、1番を除く議案より審議をお願いします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>《事務局説明》(1 番除く 2 件の譲渡人住所氏名・譲受人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)</p> <p>以上、2 件につきまして、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上でございます。</p> |
| 会 長 | <p>只今、事務局より 1 番を除く 2 件について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第 2 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 1 番を除く 2 件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>それでは、1 番の審議をお願いしますので 杉村委員には退席をお願いします。</p> <p>《 杉村委員 退席 》</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>《事務局説明》(1 番の譲渡人住所氏名・譲受人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)</p> <p>以上、1 件につきましても、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上でございます。</p> |
| 会 長 | <p>只今、議案番号 1 番について事務局より説明させていただきましたが、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第 2 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 1 番について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>杉村委員に入ってもらって下さい。</p> |

《 杉村委員 着席 》

続きまして、議案第30号 買受適格証明願（3条許可）1件について審議をお願いします、事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》（1番の願出者・土地の所在・地目・面積・備考欄を朗読及び説明） 津島税務署の公売物件に参加する為の適格証明でございます。

以上、1件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しない為、許可要件を全て満たしており、証明出来るかと思われます。

尚、事務の効率化を図るため、出願者が落札して農地法第3条の規定による申請をされた時、この証明内容と相違ないときは速やかに許可処理をしてよろしいかも含め、ご協議をお願いします。

会 長

只今、事務局より議案第30号 1件の説明をさせていただきました、何かご質問ございますか。

（発言なし）
宜しいでしょうか。

それでは、議案第30号 買受適格証明願（3条許可） 1件について、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）
全員賛成と言う事で、証明することに決定いたします。
また、落札された後、農地法第3条の申請が提出された時は、速やかに許可処理させていただきますので、宜しくお願いします。

続きまして、議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請 1件について審議をお願いします、事務局より説明をお願いします。

（9番 佐藤委員 入室）

事務局

《事務局説明》（1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）

以上、1件につきましては、農地法第4条第2項各号に該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上でございます。

会 長

只今、議案第31号 1件について事務局より説明させていただきましたが、何かご質問・ご意見ございますか。

(発言なし)
宜しいでしょうか。

それでは、議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請 1件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)
有り難うございました。全員賛成という事で、県へ進達することに決定いたします。

続きまして、議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請 9件について審議をお願いしますが、議案番号5番につきましても、8番 杉村委員が、総会規則第17条の「議事参与の制限」に該当しますので、まず、5番除く議案より審議をお願いします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》

(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 申請地に隣接する佐屋営業所にて米の精米工場と低温倉庫を利用し、営業している会社であり、現在使用している駐車場の一部(1,705 m²)を返還する事になっており、今般、新たに申請地を購入し、大型車待機場9台及び従業員駐車場55台分を確保する計画でございます。

(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 現在は家族4人で賃貸住宅に居住していますが、手狭な事により父所有地に分家住宅を建築する計画でございます。

(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 申請者は名古屋市の接骨院に約10年勤務しており、分家住宅建築を機に接骨院を開業するとの事です。申請者は2番 〇〇〇〇の夫でございます。

(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 太陽光の申請でございます。パネル204枚、専用架台、基礎は鋼管スクリユー基礎、総事業費 〇〇〇〇万円、売電にて9年目に事業費回収が出来る計画で採算性もあると思われます。

(6番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 申請地の南に部屋数13部屋のアパート4棟を所有しており、駐車場が不足している為、今般24台分の駐車スペースを確保する計画でございます。

(7番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 太陽光の申請でございます。パネル80枚、専用架台、基礎はコンクリートブロック、総事業費 〇〇〇〇万円、計画では10年で事業費を回収するとの事で採算性もあると思われます。

| | |
|--------|--|
| | <p>(8 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 太陽光の申請でございます。パネル 1 3 2 枚、専用架台、基礎はコンクリートブロック、総事業費 万円弱、計画では 1 5 年目で事業費を回収出来るとのことであり採算性もあると思われます。</p> <p>(9 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 現在は稲沢市内の賃貸住宅に夫婦 2 人で居住していますが、将来を考慮し、父所有地に分家住宅を建築する計画でございます。</p> <p>以上、8 件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上です。</p> |
| 会 長 | <p>只今、5 番を除く 8 件について事務局より説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> |
| 31 番委員 | <p>質問では無くお願いですが、1 番の案件で、いただいた地図をみると既存の駐車場がかなり有り、なんでこんなに駐車場があるのかと思い、現地も見に行きました。議案の申請理由のところは 4 段あるので、4 段全部使って、先ほど言われた様に「既存の駐車場を返還し、新たに取得する」と言ったように申請理由に書いていただくと、すんなり理解できるので、今後書いていただくとありがたいです。</p> |
| 事務局 | <p>分かりました。</p> |
| 31 番委員 | <p>よろしく申し上げます。</p> |
| 会 長 | <p>他、宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第 3 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請 5 番を除く 8 件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県に進達することに決定いたします。</p> <p>それでは、5 番の審議をお願いしますので 杉村委員には退席をお願いします。</p> <p>《 杉村委員 退席 》</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>《事務局説明》</p> |

| | |
|------------|---|
| <p>会 長</p> | <p>(5 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 申請者は主に米のオペレーターを業務としており、現在では70haを耕作しています。その為農業用機械も多く所有しており、今般、申請地をトラクター5台、2t車2台の駐車場として利用する計画でございます。</p> <p>以上、1件につきましても、農地法第5条第2項各号に該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上です。</p> <p>只今、議案番号5番について事務局より説明させていただきましたが、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請 5番について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成という事で、県に進達することに決定いたします。</p> <p>杉村委員に入ってもらって下さい。</p> <p>《 杉村委員 着席 》</p> <p>続きまして、決定第10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>《 事務局説明 》</p> <p>(1番から24番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明) 決定第10号の農地利用集積計画につきましては、件数も多い為、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号1番から24番、全体筆数は64筆、面積は57,782㎡でございます。円滑化団体の、あいち海部農業協同組合が受人となって利用権設定された筆数は、28筆24,744㎡でございます。あいち海部農業協同組合以外の受人は、9名で36筆33,038㎡です。内容につきましては、作物は水稻、レンコン、普通畑でございます。新規58件、再設定6件、契約期間は5年6年10年。権利の内容につきましてはすべて賃借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。</p> <p>尚、この事案につきましては、農業経営基盤強化促進法18条第3項の各要件を全て満たしていると思われます。以上でございます。</p> |

会 長

只今、事務局より決定第10号について 簡略した内容ではございますが、説明をさせていただきました、何かご質問ございますか。

(発言なし)
宜しいでしょうか。

それでは、決定第10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)
有り難うございました。
全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。

続きまして、専決報告5件・報告3件について事務局より一括で説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》

(専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 1番から19番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明)以上、19件の届出がございました。

(専決報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 1番から2番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明)以上、2件の届出を受理いたしました。

(専決報告 農地法第4条第1項第8号の規定による確認願 1番の願出者住所氏名・土地の所在、地目、面積・土地の利用状況・処理年月日を朗読説明)この事案につきましては、事務局にて現地を確認させていただきました結果、農業用として利用されており、面積も20a未満であり、農地法施行規則第32条「農地の転用の制限の例外」に該当している事を確認いたしました。

(専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番から4番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明)以上、4件の届出を受理いたしました。

日程では17ページの現況証明願が、先となっておりますが、ページ数のとおり、このまま説明をさせていただきます。

(報告 農地法第18条第6項の規定による通知書 1番から8番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・解約申込日、合意成立日、土地引渡日・申請理由を朗読説明)以上、8件の解約の通知を受け付けさせていただきました。

| | |
|-------|--|
| | <p>(専決報告 現況証明願 1番の願出者住所氏名・土地の所在、地目、面積・事由・備考を朗読説明)以上、事務局にて現地及び、申請書類を確認し、証明させていただきます。</p> <p>(報告 農地改良届出書 1番の届出者の住所氏名・届出地所在、地目、面積・埋立期間・備考を朗読説明)9月の案件で、3条により取得した土地を今回埋め立てて畑として利用する内容でございます。</p> <p>(報告 公共工事に伴う一時転用 1番から6番の工事名・工事内容・一時転用場所、地目、面積、借地面積・施工期間・転用内容・請負業者名を朗読説明)以上、6件の届出がございました。</p> |
| 会長 | <p>只今、専決報告、報告についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> |
| 31番委員 | <p>5条の届出の関係ですが、2ヶ月前も市街化区域の届出で資材置場で届出がありました。工事の進捗状況等みていると、造成をして、分譲住宅のような進入路ができており、一切、資材置場のような工事の工程というのはありませんでした。こちらの案件もそのような感じだと思うが、現在、こういった届出において、隣地承諾書や同意書といった書類はあるのですか。</p> |
| 事務局 | <p>ございません。</p> |
| 31番委員 | <p>仮に取ってはいないのか。</p> |
| 事務局 | <p>市街化の場合は添付書類ではございませんので取っていません。</p> |
| 31番委員 | <p>許可がおりて、私たちが聞いたとき、その場所で資材置場が出来るみたいだわとしか言えない。たとえば農業委員会として、届出があった場合、3番4番でもあるみたいに、住宅開発の絵ができるまで、申請を待ってもらおうといった指導はできないものですか？分譲住宅での届出といったように、それが本来の届出だと思うが。</p> |
| 事務局 | <p>分譲住宅だと1筆1筆分筆して、何軒かの申請になろうかと思われます。転用を踏まえての話なのかは分かりませんが、私どもとしては、届出が資材置場であれば、それ以上のことは言えません。</p> |
| 31番委員 | <p>そうすると大きい1haぐらいの住宅開発についても、資材置場として届出が出てくるということですか。</p> |
| 事務局 | <p>目的が住宅開発であれば、分筆してその1筆に対して、買受人が定まった段階</p> |

| | |
|-------|---|
| | <p>で5条の届出になると思われます。そういった申請になれば5条届出として私も受けさせていただきますし、それが、資材置場になろうが、申請はあくまで申請でありますので、申請内容についてそれ以上言うことはできない。しかし、3ヶ月経って実際使っていない場合については、指導することはできるかと思えます。</p> |
| 31番委員 | <p>実際、次に同じ業者から、同じような申請が出てきたときに、前回の申請は目的が違っていたので、今度は区画割までしてから申請してくださいといった指導はできるのではないですか。</p> |
| 事務局 | <p>もし資材置場として使ってなければ指導はできるかと思うが、一度申請をして資材置場として使用して、その後、違った用途に使用されるといった状態になると、私ども農地関係職員の手を離れるといった状況になるとご理解いただきたい。</p> |
| 31番委員 | <p>見え見えなのは。</p> |
| 11番委員 | <p>私もこういった状況があり、経緯を役所で説明していただきたいといったが、守秘義務の関係で説明できないといわれた。こういったものは、どうして許可したか地域住民に説明はできないのですか。</p> |
| 事務局 | <p>答えになっているかどうかわかりませんが、基本的に公表できるところは公表します。できないところもご置きます。私どもは個人情報という取扱いをしますので、できないところはできません。</p> |
| 会 長 | <p>他、宜しいでしょうか。</p> |
| 26番委員 | <p>公共工事に関する一時転用に関するお尋ねですが、一時転用後、どのように改善されるのか。公共工事に伴って一時転用されている案件がいくつかあると思うが、実際案件を見ると、一時転用されて今後市として、農業委員会として事務局として、使用后農地に戻っているのか、どのようにして確認をしているのか。今回の5番の案件で、鵜多須町の工事であって、町方町に一時転用されるのですが、場所的には相当距離があると思うのですが、どこでも一時転用というのは許可がされるのかお聞きしたい。</p> |
| 事務局 | <p>基本的には公共工事でございますので、発注者がきちんとしたものだと思っている。工事についても期間内に終わるのが当然のことであって、工事が終われば農地に戻るのが鉄則かと思っております。今回の鵜多須町の現場でございますが、前回の佐織地区の農地パトロールでも巡回させていただいた場所でございますので、直ちに申請しなさいと指導して申請させた場所でございます。又、鵜多須町（八開地区）でなぜ町方町（佐織地区）で必要なのかということを確認させていただいたところ、利用できる場所を利用するという回答でございました。以</p> |

| | |
|-------|---|
| | <p>上でございます。</p> |
| 35番委員 | <p>18ページの農地改良届についてですが、以前、工場か駐車場で申請された土地ですか。</p> |
| 事務局 | <p>9月に3条で取得された土地です。もともと2分の1は駐車場として使用するというので、5条の転用が出ているかと思います。半分は今回畑として最低でも3年間使うということです。</p> |
| 35番委員 | <p>1回の申請ですべては転用できなかったのですか？</p> |
| 事務局 | <p>基準で2分の1未満と決まっております。</p> |
| 35番委員 | <p>今回は買うだけ買われたということか？</p> |
| 事務局 | <p>農家要件がございますので、畑として農耕作を3年行うということで、今回は買われた。</p> |
| 会 長 | <p>他、宜しいでしょうか、 それでは、専決報告、報告について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成ですので可決承認をさせていただきました。</p> <p>これをもちまして、12月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p> <p>(終了 午前 9時47分)</p> <p>続きまして、その他に入らせていただきます。</p> <p>先月の農地パトロール報告をお願いします。(佐織地区)</p> |
| 26番委員 | <p>(議席番号26番 山岡 幹雄 委員より報告)</p> |
| 会 長 | <p>ご苦労様でした。</p> <p>その他、事務局より報告事項があればお願いします。</p> |
| 事務局長 | <p>今月の農地パトロールは佐屋地区を予定しておりますので、佐屋地区の委員の方は、佐屋文化会館 ロビーに 12月25日(水)午後1時30分集合</p> |

をお願いします。

次回、定例農業委員会は1月20日(月)午後4時より立田庁舎 第一会議室にて開催いたします。お手元に、農業委員会親睦会の開催通知を配布させていただいておりますが、定例会を午後4時から行い、午後5時45分から親睦会をレストラン天王 佐屋店にて開催させていただきます予定をしております。欠席の場合は通知にもありますが、1月15日までに事務局まで連絡をして下さい。

平成26年度分の農業委員会及び農地パトロールの日程表を配布させていただきました。現在の委員の方につきましては、7月19日までとなりますがよろしく申し上げます。尚、日程の関係上、最終の佐織地区の農地パトロールは7月の定例農業委員会の開催日の午後とさせていただいております、宜しくお願いします。

お手元に、来年の農業委員手帳の配布させていただきましたので、ご利用下さい。

平成26年分の農業委員会委員選挙人名簿登載申請書 実行組合へ12/16より配布をさせていただいており、本日、全ての実行組合に配布が完了します。尚、直接郵送分につきましては本日を予定しております。提出期限は1月10日です。問い合わせ等がございましたら宜しくお願いします。

「利用状況調査」の回収箱を後ろに用意しておりますので、終わりました方は入れておいて下さい。

回収期限は、平成26年2月20日です

ここで、時間がございますので、農地中間管理機構に関する説明を渡辺からさせていただきます。

(農地中間管理機構に関する概略を渡辺より説明)

事務局からは以上でございます。

その他、宜しいでしょうか。

これもちまして12月定例農業委員会を閉会いたします。

閉 会(午前10時10分)

会 長

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

平成25年12月19日

会 長 日 永 熙

議事録署名者

議席番号24番委員 福 田 和 雄

議事録署名者

議席番号25番委員 石 原 温